公立鳥取環境大学ＦＤ推進委員会規程
平成２４年４月１日
鳥取環境大学規程第１９号

（趣旨）
第１条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第１１条第１項第８号に規定す
るＦＤ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定め
るものとする。

（組織）
第２条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
（１）副学長
（２）学部長
（３）研究科長
（４）副学長補佐
（５）副学部長
（６）その他学長が必要と認める者

（任期）
第３条 前条各号に掲げる委員のうち、第６号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
２ 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）
第４条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。
２ 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。
３ 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（副委員長）
第５条 委員会に副委員長を置くことができる。
２ 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
３ 前条第３項の規定にかかわらず、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を
代理する。

（定足数及び議決）
第６条 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
２ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ
る。

（審議事項）
第７条 委員会は次の事項について審議する。
（１）大学におけるＦＤの推進計画に関すること。
（２）大学におけるＦＤの実施に関すること。

（３）その他ＦＤ推進に必要な事項で、学長から諮問された事項

（報告）
第８条 委員長は、前条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告するものとする。

（構成員以外の出席）
第９条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）
第１０条 委員会の事務は、学務課が行う。

（委任）
第１１条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

 附 則
 この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

 附 則（平成２６年規程第２５号）
 この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年規程第３２号）
 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年規程第３８号）
 この規程は、平成２７年６月１日から施行する。

附 則（平成２９年規程第３２号）
 この規程は、平成２９年６月２８日から施行する。